

令和4年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症  
オンライン診療等環境整備費補助事業

## 補助申請手続きの手引き

神奈川県 健康医療局  
医療危機対策本部室

(令和4年 11 月1日)

**【本手引きについて】**

本手引きは交付申請等を行う際の手続き、注意点等について記載しています。本手引きにしたがって、各種書類の作成・提出を行ってください。

なお、本手引きの内容は、変更となる場合があります。更新された手引きは本事業のホームページで告知、公開します。

**【ホームページ】**

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/telemed/r4hojokin.html>

目 次

I	補助事業の実施にあたって	2
II	事業の概要	3
III	手続きについて	5
	交付申請書の提出	5
	実績報告書の提出	6
IV	留意事項	8

**【参考】**

令和4年度神奈川県新型コロナウイルス感染症オンライン診療等環境整備費補助金  
交付要綱

**【この補助金に関する問い合わせ先】**

神奈川県 健康医療局 医療危機対策本部室  
新型コロナ・オンライン診療等環境整備費補助金 担当  
電話番号 045-285-0712

# I 補助事業の実施にあたって

---

## 1 はじめに

補助事業者は、本補助金が税金で賄われていることに十分留意し誠実に事業を実施してください。

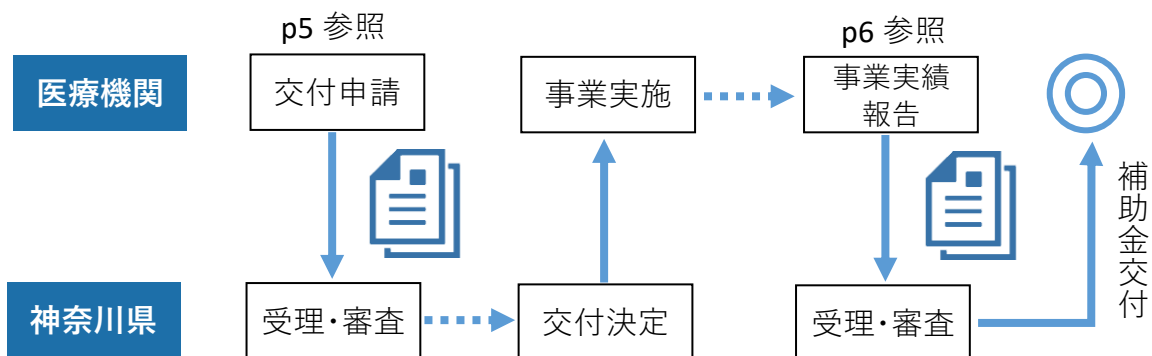
本書は、補助事業をより効率的かつ適切に実施していただくためのポイントや留意点を記したものです。管理者をはじめ、事務担当など、手続きに関わる皆様が目を通すようにしてください。

また、補助金交付要綱及び関係する規則等を十分ご確認ください。

## 2 目的

本事業は、令和4年度冬の外来のひっ迫を緩和するため、新型コロナウイルス感染症等の感染が疑われる発熱患者に対するオンライン診療及びオンライン受診勧奨（以下「オンライン診療等」という。）を実施する病院又は診療所の環境整備に係る初期経費に対する支援を行うものです。

## 3 補助申請から補助金交付までの流れ



## II 事業の概要

---

### 1 補助対象事業者

県内に所在する病院又は診療所（歯科診療所を除く。以下「医療機関」という。）であって「発熱診療等医療機関」の指定を受けている者（補助申請と同時に指定の申請を行う場合を含みます。）のうち、次のいずれかに該当する者となります。

- (1) 新型コロナウイルス感染症のオンライン診療等を実施しようとする医療機関（既に新型コロナウイルス感染症のオンライン診療等を実施している者が規模を拡充しようとする場合を含む。）
- (2) 新型コロナウイルス感染症のオンライン診療等を実施する医療機関におけるオンライン診療等（県内のオンライン診療体制の確保に資するものとして神奈川県知事（以下「知事」という。）が認めるものに限る）に従事するため、必要な情報通信機器等の環境整備を行なおうとする者。

● 本補助金は、原則、これからオンライン診療を始めようとする医療機関を対象としますが、既に新型コロナのオンライン診療等を行っている医療機関であっても、例えば1人の医師が実施していたものを、機器を増設して2人の医師が同時にオンライン診療を行えるようにするなどの規模の拡充を図る場合も対象となります。

● 県内のオンライン診療体制の確保に資するものとして知事が認めるものとは、現時点では、県と県医師会が実施する「地域オンライン診療クリニック（仮称）」のみとなります。

自院ではオンライン診療等は実施しないが、この地域オンラインクリニックに従事するために、自院にオンライン環境整備を行なおうとする医療機関も対象となります。

### 2 リース等

リース等によって情報通信機器等を整備しようとする場合も補助対象となります。

その場合、補助対象事業者とリース等事業者が共同申請を行なう必要があります。

月額等のリース料への補助ではありません。リース等事業者は、本補助金を受ける代わりに、補助対象事業者から領収するリース料の算定にあたり、元本相当額から補助金相当額分を減額することが必要です。

● リース等とは、契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備（未使用品に限る。）を事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称にかかわらず、以下「リース料」という。）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているもの。ただし、契約期間が6年以上あるものに限ります。

- リース等によって補助を受けようとする場合は、共同申請者となるリース等事業者からリース料の計算に係る資料（リース料の元本に相当する情報通信機器等の購入代金、当該購入代金から本補助金相当額を減額した場合のリース料の計算書等）を提出していただく必要があります。

### 3 補助対象経費

オンライン診療等のための専用の情報通信機器、専用システム導入に係る経費等の初期経費が補助対象経費となります。

- 情報通信機器：パーソナルコンピュータ、タブレット、カメラ、マイク、ヘッドセット等。ルーターその他の周辺機器を含みます。
- 専用システム導入に係る経費：オンライン診療に必要な専用のアプリケーションのほか、オンライン診療サービス事業者が提供するシステムを利用する場合の初期費用も対象となります。その場合の月額利用料については、初期費用と同時に納付が必要な場合に限り、事業期間内（事業開始月から令和5年3月分まで。初期費用と同時に納付する場合であっても当該期間を超える部分は除く。）分を対象経費とすることができます。
- リース料、通信費、システム利用に係る決裁手数料等の経常的な経費は補助対象外となります。
- 事業実施期間以前に購入された物品等の経費は補助対象外となります。
- 本補助金による事業の着手（情報通信機器等の購入、契約）は、交付決定後に行う必要があります。緊急又はやむを得ない理由で交付決定前に事前着手をする場合は、必ず「事前着手届」を提出してください。

### 4 基準額及び補助率

(1) 補助基準額 1 医療機関あたり 400 千円

(2) 補助率 3 / 4

- 補助対象経費の実支出額と上記の補助基準額を比較して、少ない方の額に補助率を乗じて得た額を補助額とします。（補助金額は最大 30 万円となります。）
- 県内のオンライン診療体制の確保に資するものとして知事が認めるもの（現時点では、県と県医師会が実施する「地域オンライン診療クリニック（仮称）」のみ）の場合、同時に複数の患者に対してオンライン診療等を実施する体制を整備するときは、補助基準額を「一診療体制当たり 400 千円」とします。

### Ⅲ 手続きについて

---

補助金交付の申請、実績報告等の各種書類は、内容を確認の上、次の宛先あてに、必ずレターパックや書留等の配達記録が残る郵便により郵送してください。

**【提出先】**

〒231-8588

横浜市中区日本大通 1

神奈川県 健康医療局 医療危機対策本部室

新型コロナ・オンライン診療等環境整備費補助金 担当

#### 1 交付申請書の提出

補助を希望する場合は、必要な書類を添えて交付申請書を提出してください。

##### (1) 提出書類

- ア 令和4年度神奈川県新型コロナウイルス感染症オンライン診療等環境整備費補助金交付申請書（第1号様式）
- イ 事業計画書（第1号様式別紙1）
- ウ 経費所要額調書（第1号様式別紙2）
- エ 事業計画書の根拠が確認できる書類（カタログ、見積書等）
- オ 役員等氏名一覧表（第1号様式別紙3）
- カ その他知事が必要と認める書類

リース等による補助申請を行う場合は次の書類を提出してください。

- ① 共同申請同意書
- ② 設備のリース又は割賦に係る契約書（写し）
- ③ リース料計算書及びリース料又は割賦料の算定に当たり元本相当額から補助金相当額分が減額されていることを証明できる書類

- キ 事前着手届（第1号様式別紙4）

（緊急又はやむを得ない理由で交付決定前に事前着手を行う場合）

※必要書類の様式は、下記の県ホームページからダウンロードしてください。

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/telemmed/r4hojokin.html>

##### (2) 提出方法

記載の提出書類を、【提出先】まで郵送してください。

※封筒の表面に「新型コロナウイルス感染症オンライン診療設備整備補助金 交付申請書在中」と朱書きしてください。

(3) 提出期限

**【第1期募集】令和4年12月27日（火曜日）【郵送の場合は当日消印有効】**

※着手予定の1ヶ月以上前に県に提出するよう、余裕を持ったスケジュール設定に努めてください。

※申請状況によっては、提出期限を変更することがあります。

※第2期以降の募集は神奈川県公式ウェブサイトで告知します。

(4) 審査・交付決定

提出いただいた申請書類等について、神奈川県において審査のうえ、交付の可否について決定し、申請者に書面（交付決定通知書）で通知します。

なお、交付決定通知書は実績報告の際に必要となりますので大切に保管してください。

※補助金の支払いは、事業完了後となります。

## 2 実績報告書の提出

補助事業の完了後、必要な書類を添えて実績報告書を提出してください。

(1) 提出書類

- ア 令和4年度神奈川県新型コロナウイルス感染症オンライン診療等環境整備費補助金実績報告書（第3号様式）
- イ 事業実施実績明細書（第3号様式別紙1）
- ウ 経費所要額精算書（第3号様式別紙2）
- エ 補助事業に係る支出を証する書類（領収書の写し等）
- オ オンライン診療の施設基準に係る届出又は届出受理書面の写し
- カ 発熱診療等医療機関の指定に係る申請書又は指定書の写し
- キ 口座振込依頼書及び金融機関口座の通帳の写し
- ク その他知事が必要と認める書類

(2) 提出方法

記載の提出書類を、【提出先】まで郵送してください。

※提出先は、交付申請書類時と同様です。

※封筒の表面に「新型コロナウイルス感染症オンライン診療設備整備補助金 実績報告書在中」と朱書きしてください。

(3) 提出期限

事業完了の日（補助対象経費に係る支払完了日）から起算して1月を経過した日又は令和5年4月7日（金）のいずれか早い日

※令和5年3月1日の時点で実績報告書の提出が無い場合は、実施状況の報告を求める場合がありますので、ご承知おきください。

#### (4) 支払い

提出された実績報告書類を審査し、事業の成果が交付決定時の内容に適合すると認められたときは、補助金の額を確定し、口座振込依頼書に記載の金融機関に振り込みを行います。

### 3 その他

交付決定後、次のいずれかに該当する場合は、「令和4年度新型コロナウイルス感染症オンライン診療等環境整備費補助金 事業変更（中止・廃止）承認申請書」（第2号様式）」を知事に提出し承認を得なければなりません。

- ① 補助事業に要する経費を変更しようとするとき
- ② 補助事業の内容を変更しようとするとき
- ③ 補助事業を中止しようとするとき

※ 変更申請は、県への事前相談が必要です。変更事由が生じた場合は速やかにお問い合わせください。その上で、該当する書類をご提出いただきます。



## IV 留意事項

---

事業の実施に当たっては、下記に記す事項を含め、補助金の交付に関する規則及び本補助金交付要綱の規定、交付決定時に示す条件を遵守していただくようお願いします。

(1) 補助事業者の公表

補助事業完了後、補助を行なった事業者（例外あり）をホームページ上に公表します。

(2) 実施状況等に関する調査

県がオンライン診療等の実施状況等に関する調査を行う場合には、調査にご協力いただきます。

(3) 実績報告について

実績報告書には、領収書の写しなど支払いを証明する書類を添付していただきます。書類の確認ができない場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

(4) 事業実施後の義務について

- ・当該事業は県の補助金による支援となりますので、善良な管理者の注意をもって事業を実施していただきます。
- ・実績報告書提出後に、確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定した場合は、仕入控除税額報告書により県に報告していただく必要があります。
- ・当該補助事業に係る収支を明らかにした帳簿等の証拠書類については、事業が完了した年度の翌年度から5年間保存していただく必要があります。